

農業用廃プラ関係者の皆様へ！！

農業用廃プラスチック再生処理施設から排出される 汚泥の取扱いについて

- 先般、農業用廃プラスチック再生処理施設において、農業用廃プラスチックを洗浄した際に排出される汚泥から、最大58,000ベクレル/kgの放射性セシウムが検出されました。
- 農業用廃プラスチック再生処理施設において排出される汚泥については、以下のQ&Aに記載されている内容に注意し、適切な処分を行って下さい。

Q1. 農業用廃プラスチック再生処理施設において排出される汚泥の処分方法を教えてください。

A1. 農業用廃プラスチック再生処理施設において排出される汚泥については、

- ① 放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kg以下の場合には、廃掃法（※1）に基づき、産業廃棄物処理業者に依頼して処分してください。
- ② 放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kgを超える場合には、放射性物質汚染対処特措法（※2）に基づき、指定廃棄物として指定を受けるための申請ができます。

廃棄物の安全な保管方法や申請に関する手続き等については、環境省地方環境事務所までご相談下さい（※3）。なお、

指定を受けた場合には、指定廃棄物の保管基準（※4）に従い、
処理体制ができるまでの間、現場にて適正に保管してください。

また、農用地への投入を行ってはいけません。

（※1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

（※2）平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）

（※3）汚染状況調査方法ガイドライン（平成23年12月第1版 環境省）

（※4）指定廃棄物関係ガイドライン（平成23年12月第1版 環境省）

「原子力発電所事故による放射性物質対策」（環境省）

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html>

（注）指定廃棄物の指定の基準である8,000ベクレル/kgは、廃棄物を安全に処理するための基準であり、食品の基準とは考え方が異なるため、見直す予定はないと聞いています。

8,000ベクレル/kgの設定の考え方について、詳しくは、「災害廃棄物の広域処理の推進について（平成24年1月11日一部改訂 環境省）」の4ページ「※1 8,000Bq/kgの設定の考え方」をご覧ください。

http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120111_shori.pdf

Q2. 農業用廃プラスチック再生処理施設において排出される汚泥は、肥料の原料として利用できますか。

A2. この汚泥は、使用済廃プラスチックに付着していたほこりや土が凝集したものであるため、肥料の原料として使用することはできません。

下水汚泥肥料の原料として利用される汚泥は、土ではなく、排水中に含まれる環境汚染の原因となる様々な物質を微生物により浄化する過程で発生する、微生物の死骸の集まりです。この汚泥は、植物の栄養となる窒素やりんを含んでいます。

詳しくは、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについてQ & A」をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/casesium/index.html